

## 第27回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議 次第

日時 令和3年3月5日 19:00～

場所 第二分庁舎6階 災害対策本部室

### 1 開会

### 2 本部長あいさつ

### 3 議題

県内の感染状況について

緊急事態宣言に係る県の対応について

### 4 その他

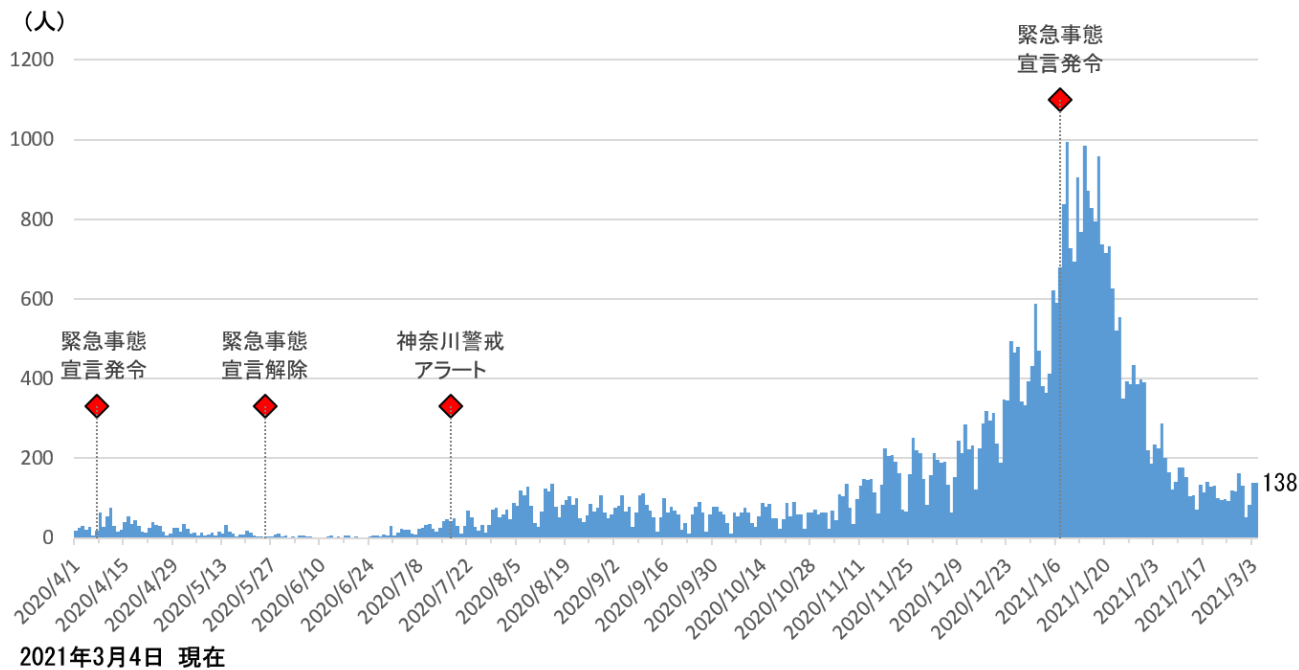


# 感染モニタリング指標と現在の状況について ＜3月4日までのデータを反映＞

令和3年3月5日

健康医療局医療危機対策本部室

# 新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー

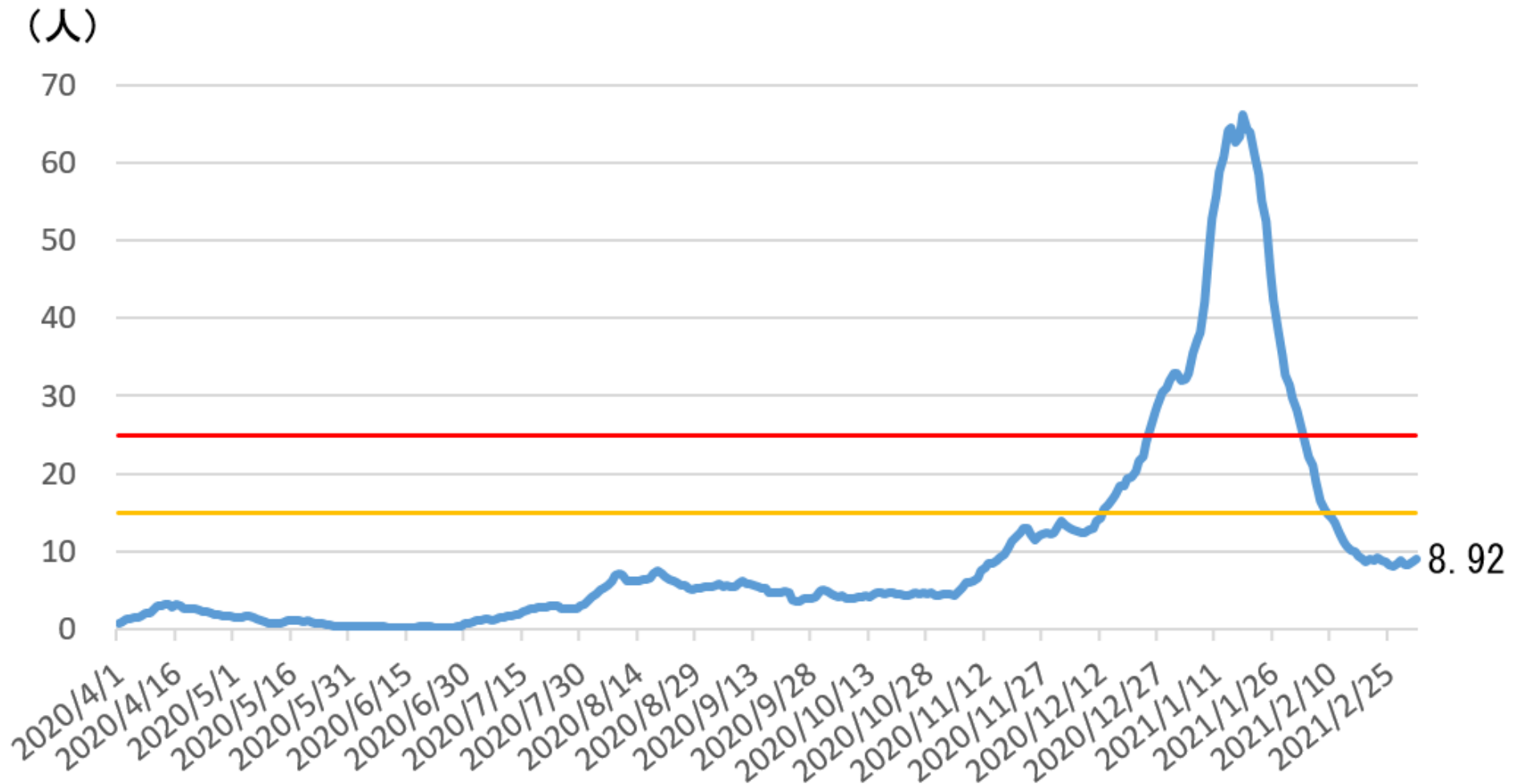


	日	月	火	水	木	金	土		
1月	3	4	5	6	7	8	9	週合計	
	365人	412人	622人	591人	679人	838人	995人	4502人	
	10	11	12	13	14	15	16	週合計	
	727人	694人	905人	767人	984人	871人	829人	5777人	
	17	18	19	20	21	22	23	週合計	
	794人	957人	737人	716人	731人	627人	521人	5083人	
1月	24	25	26	27	28	29	30	週合計	
	553人	351人	394人	386人	433人	385人	397人	2899人	
	31	2/1	2	3	4	5	6	週合計	
	390人	221人	187人	234人	224人	288人	201人	1745人	
	2月	7	8	9	10	11	12	13	週合計
		164人	121人	141人	176人	178人	154人	105人	1039人
14		15	16	17	18	19	20	週合計	
108人	71人	133人	115人	142人	129人	131人	829人		
2月	21	22	23	24	25	26	27	週合計	
	100人	96人	97人	93人	119人	116人	162人	783人	
	28	3/1	2	3	4	5	6		
	131人	52人	84人	139人	138人				

# 新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)(モニタリング指標④)



神奈川県



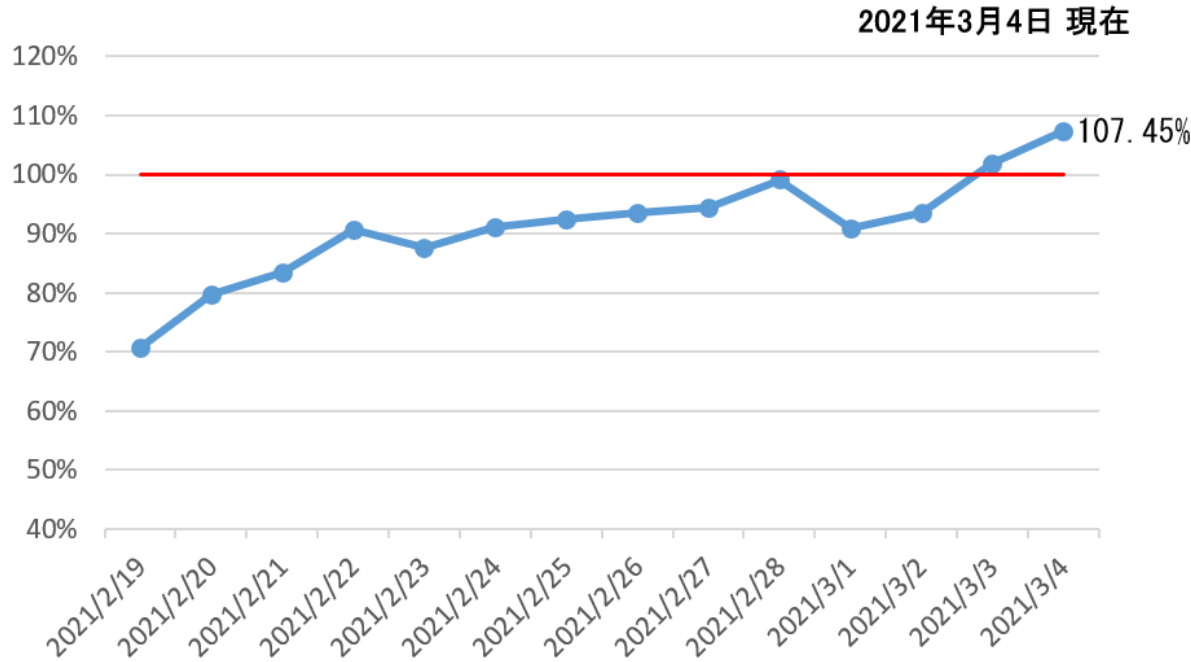
2021年3月4日 現在

※各日における週合計の感染者数を人口10万人当りに換算

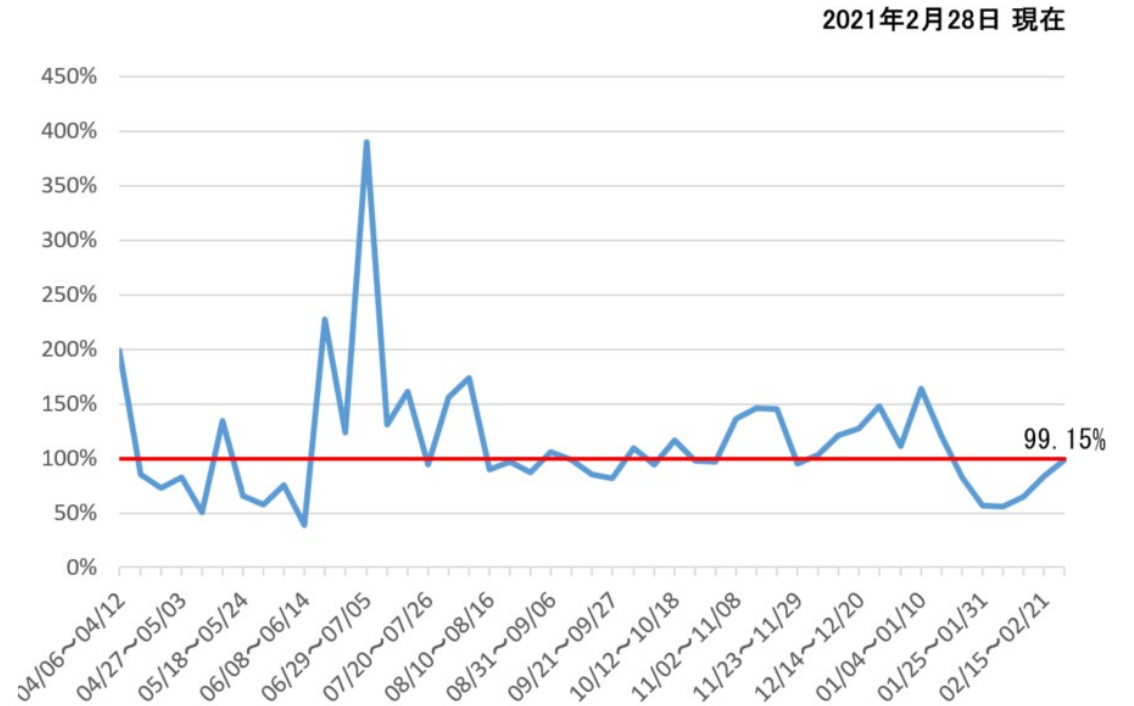
※県のモニタリング指標におけるステージⅣ移行の基準値として、25人（／週）以上であることを設定している。

# 新規感染者の推移（増加率）（モニタリング指標⑤）

## ■ 直近 2 週間における増加率



## ■ 4 月以降の各週増加率

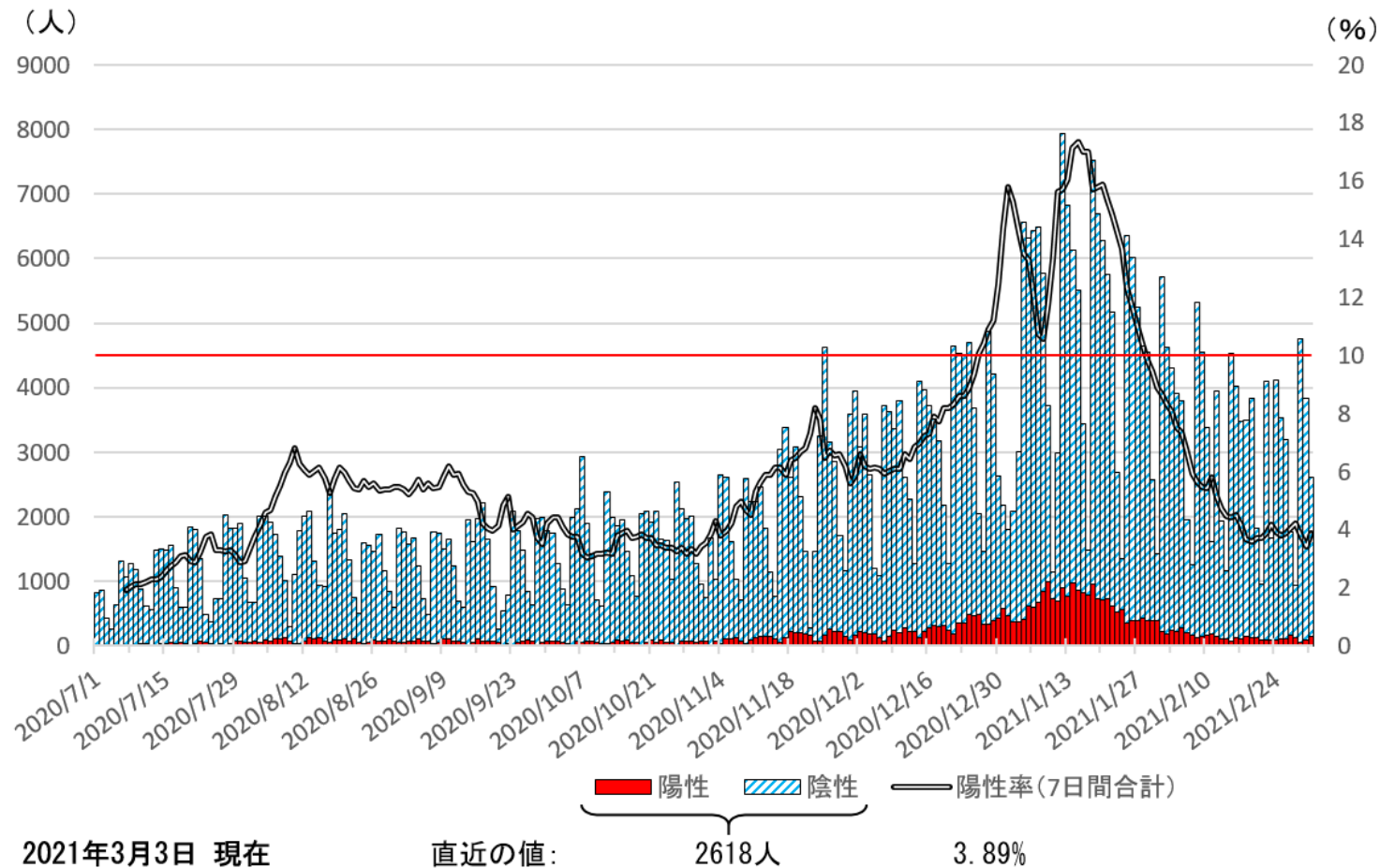


※その日までの直近の 7 日間の新規感染者数  
 / その日の 8 日前の日までの 7 日間の新規感染者数  
 (例) 8月8日~14日 / 8月1日~7日

※各週の新規感染者数の合計 / 前週の新規感染者数の合計

※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、「直近一週間が先週一週間よりも多い」ことを設定している。

# 検査人数と陽性率の推移（モニタリング指標③）



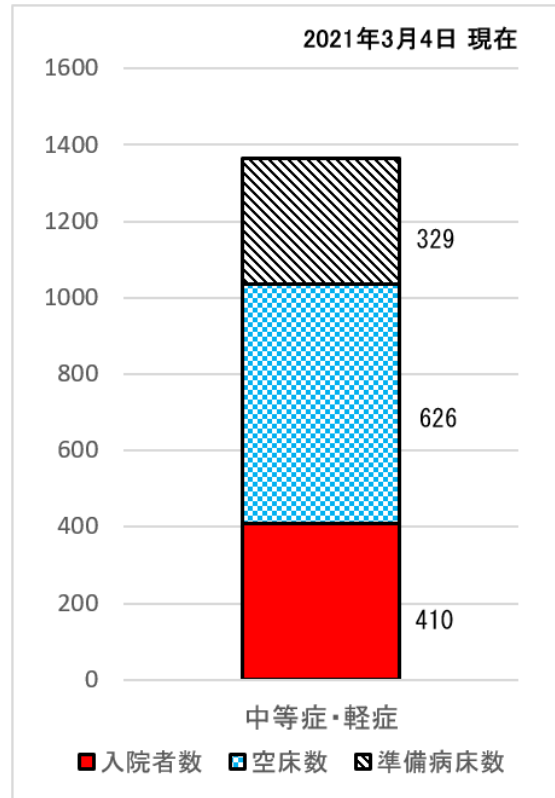
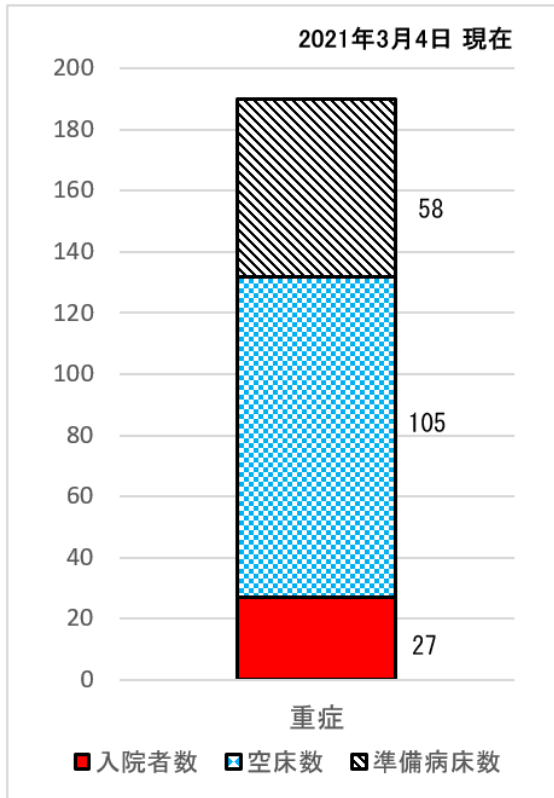
※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、10%以上であることを設定している。

※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性患者数＋陰性者数＝検査人数。

陽性率は、過去1週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。

# 病床利用率 (モニタリング指標①)

## ■ 病床利用率



## ■ 病床利用率の推移



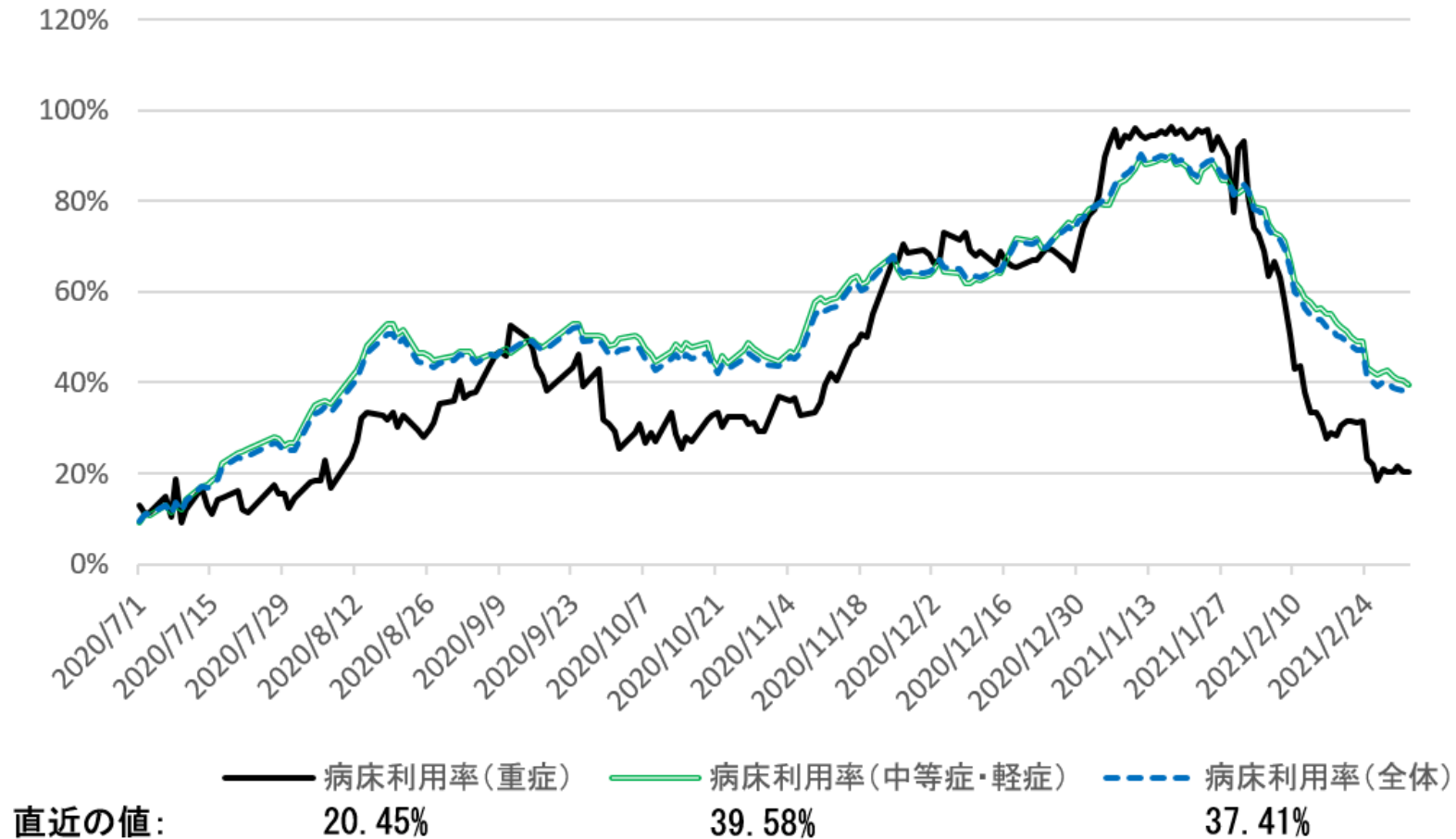
※入院者数 + 空床数 = 即応病床数  
 準備病床は、最終的な確保病床数（1555床 = 重症190床 + 中等症（軽症を含む）1365床）から即応病床数を引いた数

※県のモニタリング指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージ3移行の基準値として20%以上、ステージ4移行の基準値として50%以上と設定。

※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

# 病床利用率（即応病床ベース）

2021年3月4日 現在

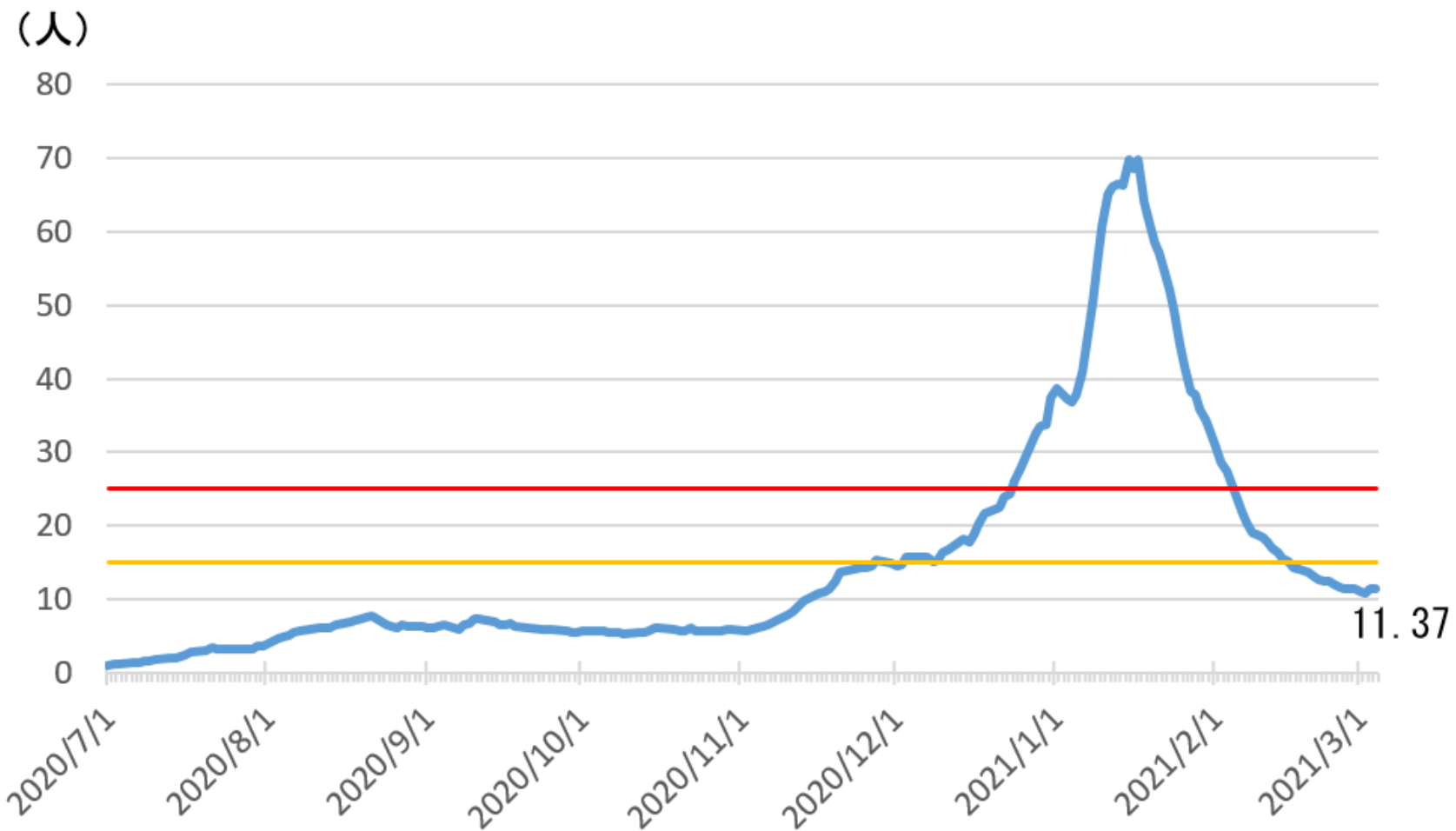


※病床利用率は、各日における即応病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。  
(ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。)

※県の臨時医療施設の即応病床数に、即応病床以外の病床が含まれていたため、令和2年12月21日から、過去に遡って修正した。



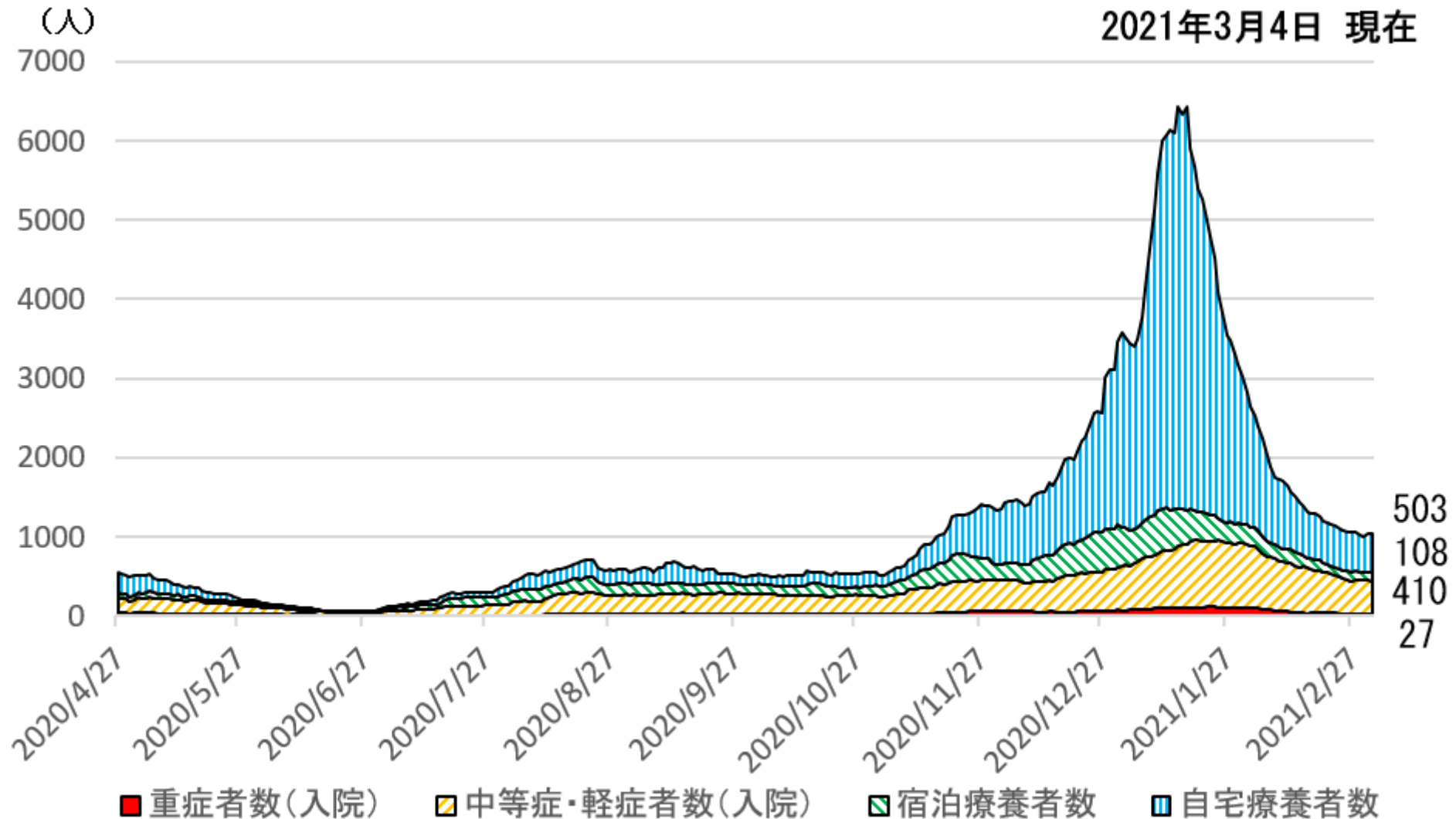
# 人口10万人当たりの療養者数の推移（モニタリング指標②）



2021年3月4日 現在

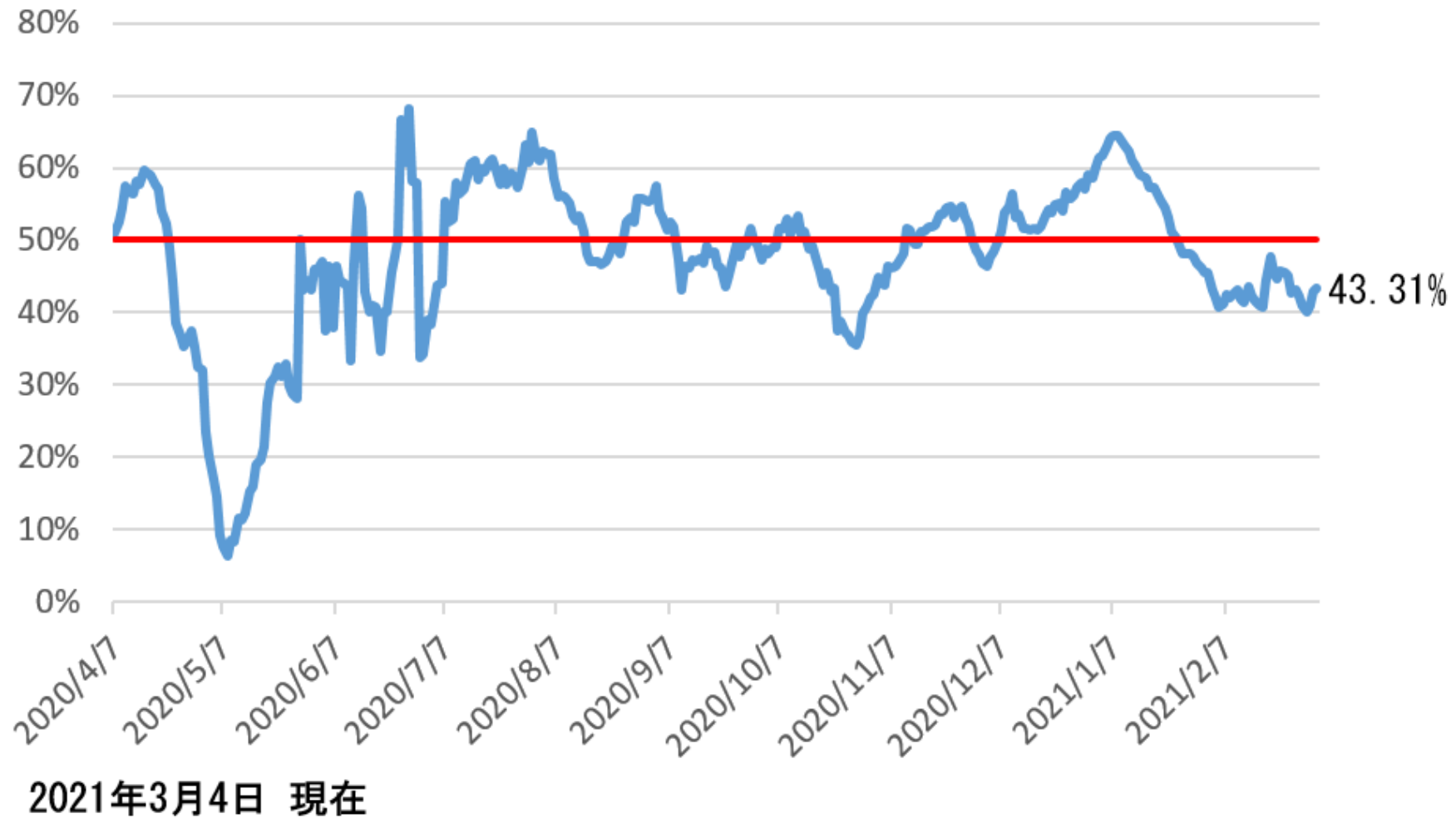
※県のモニタリング指標におけるステージⅣ移行の基準値として、25人（／週）以上であることを設定している。  
※各日における入院者（疑似症は含まない。）+ 自宅・宿泊療養者の合計数を人口10万人当たりに換算

# 療養者数の推移



※入院患者数には疑似症患者数は含まない。

# 感染経路不明率（モニタリング指標⑥）



※各日における週平均の推移。クラスターによる新規発生者を含む。

※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、50%以上であることを設定している。

# クラスター未終結施設の状況（モニタリング指標⑦）

2021年3月4日 現在

施設分類	施設数	累計感染者数
医療機関	26	823
福祉・介護	62	1082
学校・大学	2	13
幼保・児童	5	72
その他	10	227
	105	2217

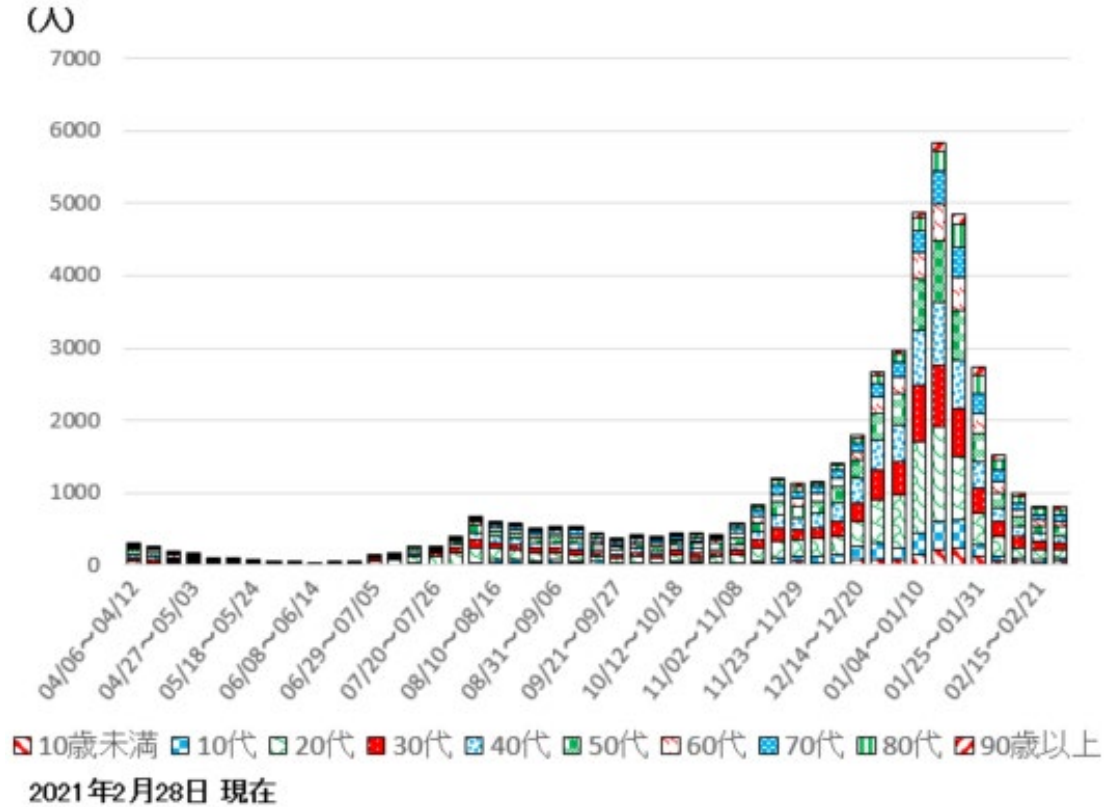
※クラスター：同一施設内において、接触歴等が明らかな5人程度の発生が確認された状況  
（未終結の施設数及び陽性患者数を計上）

※未終結：最後の患者が発生してから28日を経過していない場合

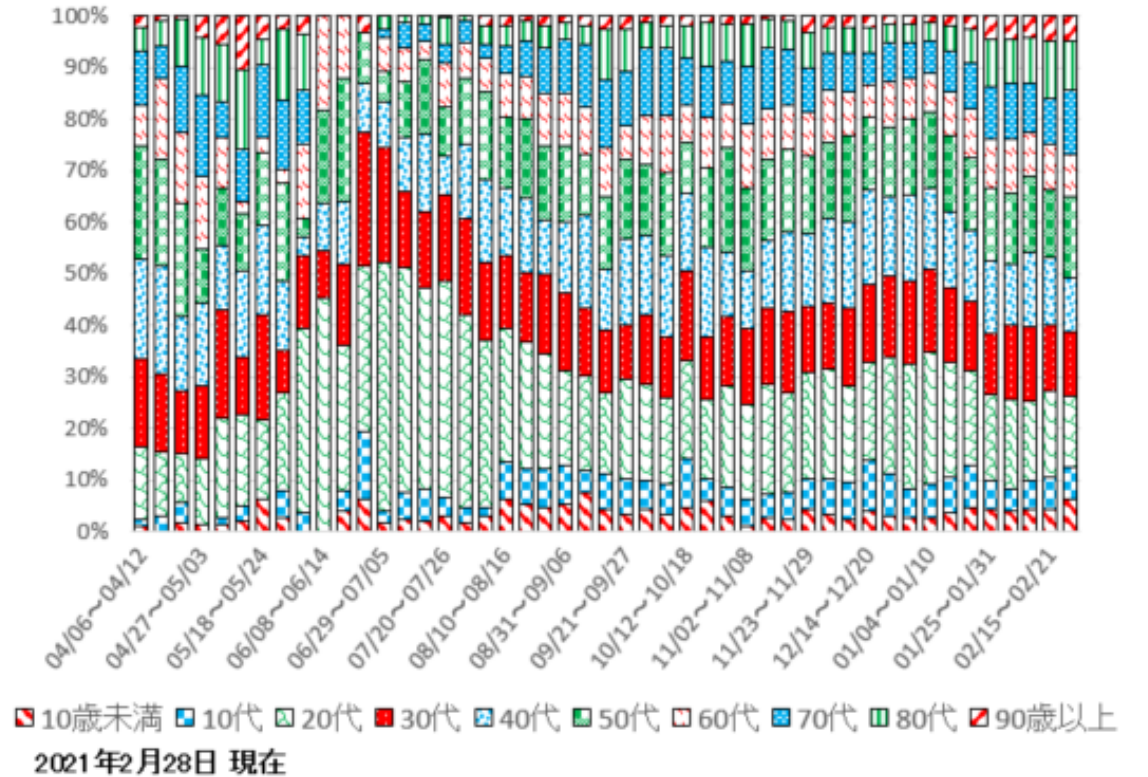
（終結：最後の患者が発生してから28日以内に新たな患者が発生していない場合）

# 年代別感染者の推移（週別）

## ■ 実数ベース

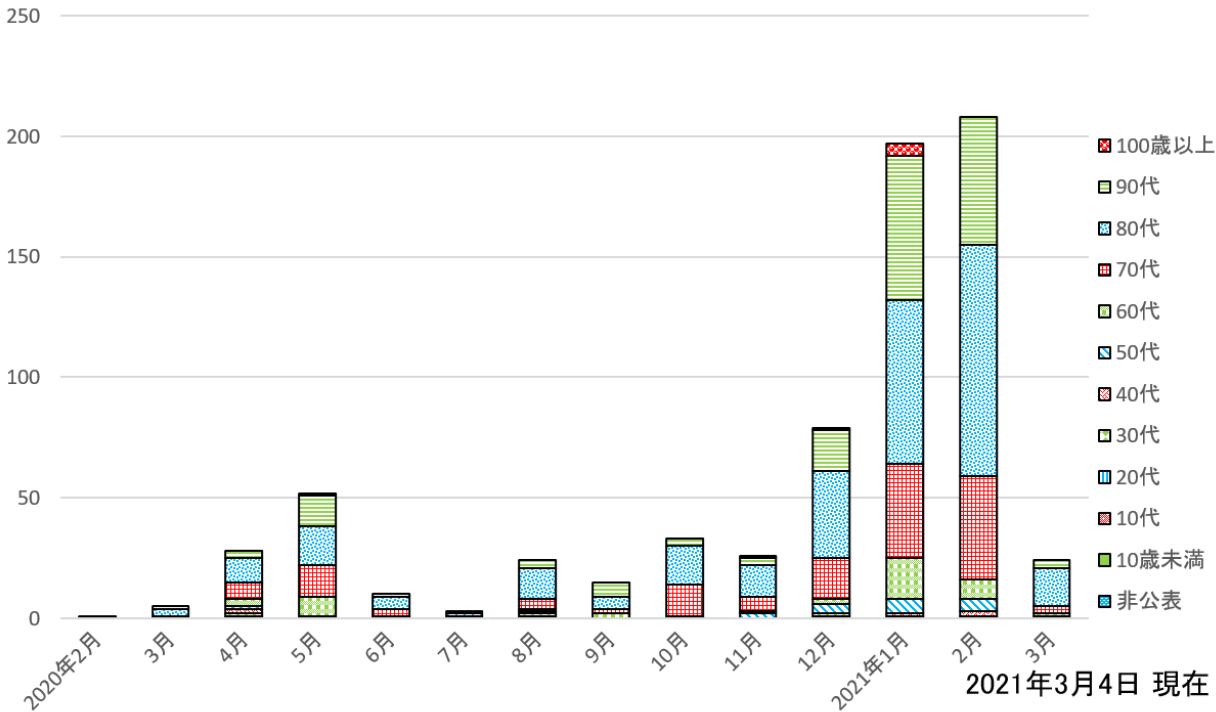


## ■ 割合ベース

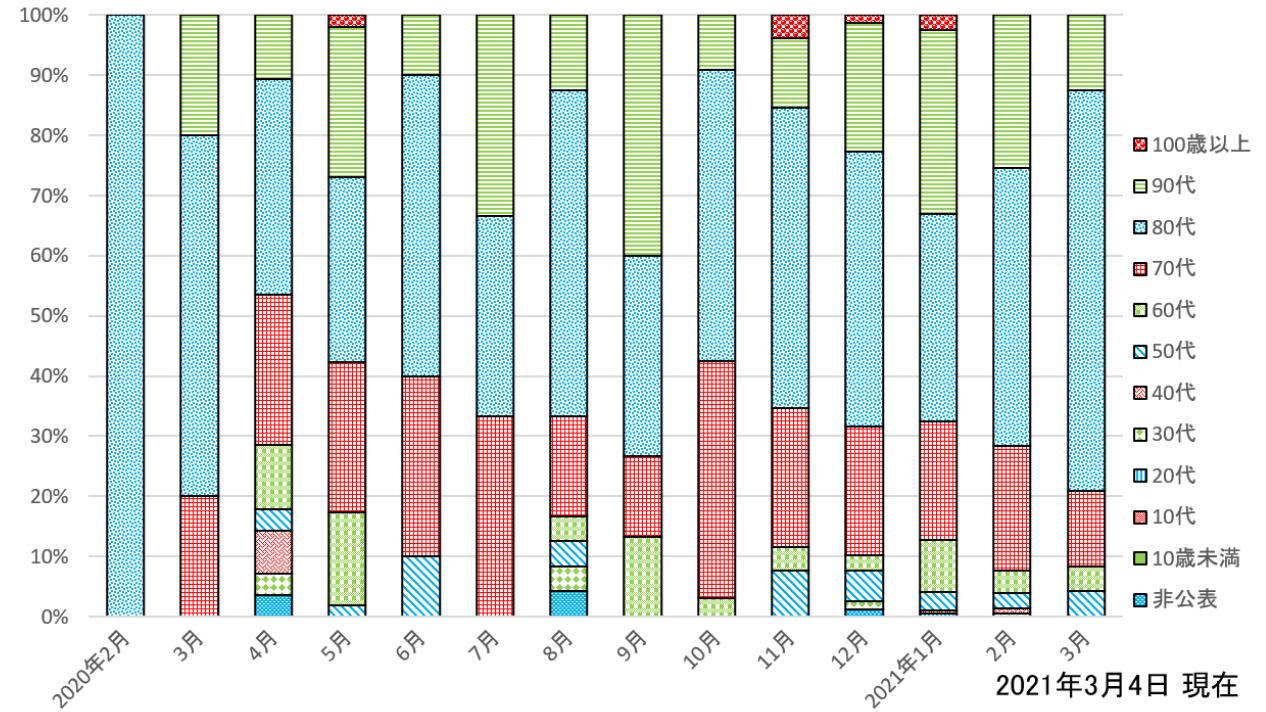


# 年代別死亡者推移 (月別)

■ 実数ベース



■ 割合ベース



# モニタリング指標と本県の状況について

	医療提供体制等の負荷		②療養者数	③PCR陽性率	感染の状況		⑦クラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較		⑥感染経路不明率
	病床全体	うち重症者用病床						
本県の状況 (時点)	28.10% 437床	14.21% 27床	人口10万人当たり 11.37人 全療養者数 1048人	3.89%	人口10万人当たり 8.92人 新規報告数 822人	多い (2/26 ~ 3/4 822人) (2/19 ~ 2/25 765人)	43.31%	(医療機関) 26施設、計823人 (福祉介護) 62施設、計1082人 (学校大学) 2施設、計13人 (幼保児童) 5施設、計72人 (その他) 10施設、計227人 3/4
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 20%	・最大確保病床の占有率 20%	人口10万人当たり全療養者数(※) 15人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり 15人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
本県における基準	311床 1555床(※) × 0.2 ※疑似症含まない確保病床数	38床 190床 × 0.2	1383人 (週平均197.5人/日) 92.19 × 15人	10%	1383人 (週平均197.5人/日) 92.19 × 15人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
ステージⅣの指標	・最大確保病床の占有率 50%	・最大確保病床の占有率 50%	人口10万人当たり全療養者数(※) 25人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり 25人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
本県における基準	778床 1555床(※) × 0.5 ※疑似症含まない確保病床数	95床 190床 × 0.5	2304人 (週平均329.1人/日) 92.19 × 25人	10%	2304人 (週平均329.1人/日) 92.19 × 25人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—

参考: 病床利用率(即応病床中)  
病床全体: 37.41%  
うち重症: 20.45%

※ 速報値のため、修正される可能性あり

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長（案）

令和3年3月5日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を3月21日まで延長し、令和3年3月8日から適用することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月8日から3月21日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との区域とする。

#### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国性的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。



## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年 月 日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変 更 案	現 行
<p>序文</p> <p>（略）</p> <p>政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立した。これにより改正された法は令和3年2月13日に施行された。</p> <p><u>令和3年2月26日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県</u>の4都県に変更することとした。<u>（削除）</u></p>	<p>序文</p> <p>（略）</p> <p>政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立した。これにより改正された法は令和3年2月13日に施行された。</p> <p><u>その後、令和3年2月26日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び</u>神奈川県の4都県に変更することとした。<u>これらの都県</u></p>

<p>その後、令和3年3月5日に、<u>感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県</u>の4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとした。これらの都県については、対策の更なる徹底を図るとともに、<u>感染の再拡大を防止するための取組を進めていくこととする。</u></p> <p>また、緊急事態措置が解除された府県においては、<u>感染の再拡大を防止するため、効果的な感染防止策を講じることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>— <u>新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実</u></p>	<p><u>については、引き続き、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況を見極めつつ、緊急事態措置を実施すべき期間の終期である令和3年3月7日に向けて、感染防止策の更なる徹底を図っていく。</u></p> <p>(新設)</p> <p>また、緊急事態措置が解除された府県においては、<u>感染の再拡大を防止するため、効果的な感染防止策を講じることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>— <u>新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(略)

令和3年2月2日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長した。

令和3年2月26日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

その後、令和3年3月5日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべ

(略)

令和3年2月2日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長した。

その後、令和3年2月26日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

き期間を令和3年3月21日まで延長することとした。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針  
(略)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② (略)

都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR検査等の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、P

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針  
(略)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② (略)

都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR検査等の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、P

CR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。特定都道府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、令和3年3月までを目途に実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ定期的に実施するよう求める。また、政府は、緊急事態宣言措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する。政府と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。また、社会経済活動の中で希望により受ける民間検査については、感染症法第16条の2に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めることなどにより環境整備を進めていく。

③～⑩（略）

（3）まん延防止

CR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。特定都道府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、令和3年3月までを目途に実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ定期的に実施するよう求める。政府と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。また、社会経済活動の中で希望により受ける民間検査については、感染症法第16条の2に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めることなどにより環境整備を進めていく。

③～⑩（略）

（3）まん延防止

1) ~10) (略)

11) クラスター対策の強化

①・② (略)

③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、都道府県は関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組みである I H E A T (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) の活用や、厚生労働省と調整し、他の都道府県からの応援派遣職員の活用等の人材・体制確保のための対策を行う。感染拡大に伴う優先度を踏まえた積極的疫学調査については、感染状況の改善に伴い改めて対応を強化する。その際には、I H E A T の積極的な活用も図りながら、変異株への対応といった観点も踏まえつつ、感染源の推定のための調査を含めた強化を図る。

1) ~10) (略)

11) クラスター対策の強化

①・② (略)

③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、都道府県は関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組みである I H E A T (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) の活用や、厚生労働省と調整し、他の都道府県からの応援派遣職員の活用等の人材・体制確保のための対策を行う。(新設)

緊急事態宣言解除後の地域における  
リバウンド防止策についての提言  
令和3年2月25日（木）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

## はじめに

- 緊急事態宣言解除後の最重要課題は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大（リバウンド）を生じさせないことである。
- 緊急事態宣言が解除されると、社会の雰囲気として感染防止策が疎かになる懸念もある。
- この一年間で学んだ感染拡大の重要な契機として、
  - ①恒例行事（3月末の卒業旅行や歓送迎会・12月の忘年会）（第23回分科会提言参照）
  - ②感染源としての「見えにくいクラスター」（第16回分科会提言参照）
  - ③若年層や中年層を起点としての高齢者施設等への伝播等が挙げられる。
- 実際、昨年末には比較的若い年齢層を中心に忘年会等を通して急速な感染拡大に至ったと判断される。
- 緊急事態宣言の解除後、必要な対策を維持するとともに、リバウンドを防止するため、緊急事態宣言解除後の地域における対策として、以下の3点を提言させて頂きたい。
  - [Ⅰ] リバウンド防止のための日常生活の在り方
  - [Ⅱ] リバウンドの予兆の探知
  - [Ⅲ] 予兆への迅速な対応
- 緊急事態宣言が解除される都府県は、リバウンド防止のための本提言を参考にしながら、国と連携して、地域の実情に合わせた対策を迅速かつ機動的に実施して頂きたい。
- なお、緊急事態宣言の対象とならなかった地域も含めて、国は、経済・雇用・社会の活動に対して、支援を講じる必要がある。



## [ I ]リバウンド防止のための日常生活の在り方

1. 国は、国民に対して、緊急事態宣言解除後、当面※、実施すべきものとして

①「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方」(別紙1)

②「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」(別紙2)

を周知して頂きたい。なお、緊急事態宣言の対象であった地域とそれ以外の地域との間の往来の際にも、これらの事項に留意する必要があることを周知して頂きたい。

2. 国は、国民に対して、飲食店を利用する際には、飲食店から求められる感染防止策に協力するよう周知して頂きたい。

3. 国は、飲食店に係る業界団体に対して、緊急事態宣言解除後、当面※、実施すべきものとして、「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方」(別紙3)を周知して頂きたい。また、国及び自治体は、飲食店の感染防止策を支援して頂きたい。

4. 国は、飲食店に係る業界団体に対して、業種別ガイドラインの遵守状況を評価し認定する業界団体独自の制度を、専門家とも連携の上で、構築するよう働きかけて頂きたい。

5. 国は、自治体に対して、ステッカーなどを用いた独自の認証制度の実施又は強化を促して頂きたい。

※今後、感染の状況等を踏まえ、適宜、見直していくものとする。

## [Ⅱ] リバウンドの予兆の探知

1. 都府県は、様々な指標を用い、リバウンドの予兆を早期に探知して頂きたい。
2. 感染の状況が下げ止まりした都府県は、隠れた感染源を早期に同定するため、「**深掘積極的疫学調査**」※を実施して頂きたい。
3. 国及び都府県は、地域によって感染リスクが高いと思われる集団・場所を中心に、いわゆる「**モニタリング検査**」として無症状者に焦点を当て、幅広くPCR等検査を実施（第2回及び第23回分科会提言参照）して頂きたい。
4. 都府県は、「**高齢者施設職員に対する定期的な検査**」（第23回分科会提言参照）を着実に実施して頂くとともに、国もその取組を支援して頂きたい。
5. 自治体は、高齢者施設において感染者が一例でも確認された場合には、その施設に対して、感染制御及び業務継続の両面に係る支援が可能な専門の支援チームを迅速に派遣できるように（第23回分科会提言参照）して頂きたい。
6. 国は、民間の自費検査施設等に対して、陽性者が確認された場合には、変異株の有無を調べるために、その検体等を国立感染症研究所等に提出するよう要請して頂きたい。その際、国は、国立感染症研究所等への人的支援を含めモニタリング体制を強化して頂きたい。

※PCR等検査や濃厚接触者等への“前向き積極的疫学調査”に加えて行う潜在的な感染源を同定するための“後ろ向き積極的疫学調査”。

## [Ⅲ] 予兆への迅速な対応

1. 上記Ⅱでリバウンドの予兆が確認された場合には、①都府県は、国と連携し、重点的なPCR等検査や営業時間短縮要請等の必要な対策を行い、また、②必要な場合には、国は、当該都府県に対して、まん延防止等重点措置を適用して頂きたい。

## おわりに

- 緊急事態宣言が解除されると、人々の意識が変わり、感染防止策が疎かになりやすく、リバウンドが誘発される懸念がある。
- 解除後のリバウンド防止には、国及び自治体のリーダーシップ、それに呼応した人々の協力が、緊急事態宣言中と同様、不可欠である。
- 変異株拡大への対応やワクチン接種に関わる膨大な業務量を考慮すると、保健所や医療機関、地方衛生研究所、自治体等への負荷を可能な限り軽減しておきたい。今、正に社会を挙げてリバウンド防止に取り組むべきと考える。
- 本提言が参考になることを期待している。

『本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場(飲み会)を想定して作成されたものである。』

換気が良く、座席間の距離も十分に、  
適切な大きさの亚克力板も設置され、  
混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、  
会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、  
同居家族以外では  
いつも近くにいる4人まで。

外出はすいた時間と場所を選んで。

特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。

花見は宴会なしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人、感染や濃厚接触の可能性のある人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

## 宣言延長期間中

### ●県民・都民向け

- 不要不急の外出自粛

### ●事業者向け

- 飲食店等 時短要請（時間：20時まで 区域：県内・都内全域 協力金：6万円（一律））

### ●県民・都民への呼びかけ等

- 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」、  
「ランチの時もマスクを」等の呼びかけ
- 花見等の年度末・年度当初のイベント関連の呼びかけ
- マスク・手洗い・アルコール消毒、三密回避の呼びかけ
- テレワークの徹底に向けた共同取組

## 宣言解除後の段階的緩和期間

### ●事業者向け

- 飲食店等 時短要請（時間：21時まで 協力金：4万円（一律））  
→この時短要請について、財源等を国に要望

※その他の事項（不要不急の外出自粛、テレワークの徹底）については、別途調整

## 国への要望

### ●感染拡大を徹底的に抑えるため、今後、国に要望

#### ○財政支援

- ・ 事業規模に応じた協力金制度は国の責任で構築すること
- ・ 飲食店の時短営業等により影響を受けた事業者への一時支援金の拡充を図ること

#### ○水際対策

- ・ 東京2020大会を見据え、出国時の陰性証明の活用とともに、入国時の検査・専用アプリの利用義務付けなどを徹底すること

など



# 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年1月7日制定

令和3年2月2日改定

令和3年3月5日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年1月7日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

## 1 措置を実施する期間

令和3年1月8日～3月 21日

## 2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

## 3 実施する措置の内容

### (1) 県民の外出自粛

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請する。

#### ※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

### (2) 施設の使用制限、営業時間短縮の要請等

#### ア 営業時間短縮の要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」と

いう。) に対し、次のとおり要請するとともに、法第 24 条第 9 項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請する。なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とする。

[1月8日から1月11日までの間]

横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

[1月12日から3月7日までの間]

全県の飲食店等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

当該要請に応じない店舗に対しては、法第 45 条第 2 項の要請等、必要な措置を行う。

[3月8日から3月21日までの間]

全県の飲食店等に対し、法第 45 条第 2 項に基づき、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

当該要請に応じない店舗に対しては、令和 3 年 2 月 12 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえ、法第 45 条第 2 項の再度の要請及び同条第 3 項の命令等、必要な措置を行う。

#### イ 営業時間短縮の働きかけ

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表 2」に定める施設については、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）の協力について働きかけを行う。

#### ウ その他

- 感染の拡大につながるおそれのある一定の施設については、国の事務連絡に沿った施設の使用（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）の働きかけを行う。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

### (3) イベントの開催制限

- 事業者に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、「別表 3」の基準に制限するよう要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。

あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

#### (4) テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

#### (5) 大学や学校への要請

- 法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

#### (6) その他

- 事業者に対し、20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。

~~○ 鉄道事業者に対し、終電時間の繰り上げの前倒し等を要望する。~~

### 4 緊急事態措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3(2)アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。なお、2月8日以降は、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示を支給の条件に加える。さらに、3月8日以降は、マスク飲食の推奨を条件に加える。

また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。

- チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

## 5 県機関の取組

- 県はテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進める。
- 県民利用施設については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

## 6 緊急事態宣言の解除後を見据えた県の取組

- 緊急事態宣言の解除後、再び感染が拡大することを防ぐため、県民に対し、外食時の「黙食」「個食」「マスク **飲食**」の徹底を呼びかける。

また、事業者に対し、店舗におけるアクリル板の設置等の飛沫対策の徹底を呼びかける。

- 緊急事態宣言の解除後、時短営業の要請については段階的に緩和する。

飲食店等に対する時短営業の要請は、3月31日までの間、5時から21時までとする。

## 7 その他

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。
- 緊急事態措置の実施については、一都三県で連携する。

別表1 特措法第45条第2項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種 類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
遊興施設 等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設  
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の種 類	施 設	働きかけの内容
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 及び別途国が通知する施設を除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
運動、 遊技施設	運動施設又は遊技場	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・ 展示施設	集会場又は公会堂、展示場、 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限 る。）、博物館、美術館又は図書館	
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）	

別表3 特措法第24条第9項に基づき要請するイベント開催の基準

時 期	収容率	人数上限
1月8日～3月21日	50%以内	5,000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

※ 上記のほか、国の事務連絡に基づき適宜対応する。

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）について（案）

## 1. 概要

- ・要請対象施設 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等
- ・時短要請内容
  - ①緊急事態宣言の延長に伴う要請  
3月8日～3月21日の14日間、20時までの時短要請  
（酒類提供は19時まで）
  - ②宣言解除後、段階的緩和措置  
3月22日～3月31日の10日間、21時までの時短要請
- ・要請対象地域 県全域

2. 想定対象店舗数 52,687店舗

## 3. 所要額

- ①緊急事態宣言の延長期間 52,687 店舗× 6 万円/日×14日間 = 約443億円
- ②宣言解除後、段階的緩和措置期間 52,687 店舗× 4 万円/日×10日間 = 約211億円

※このほか事務費も計上

## 4. その他

- ・新たに、マスク飲食の推奨を協力金の支給要件に加える
- ・あわせて、申請店舗がアクリル板等の遮へい物を人と人との間に設置しているかについてアンケートも実施

# 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定

令和2年5月25日改定

令和2年6月18日改定

令和2年7月9日改定

令和2年7月17日改定

令和2年7月29日改定

令和2年8月7日改定

令和2年8月19日改定

令和2年9月15日改定

令和2年11月20日改定

令和3年1月4日改定

令和3年3月5日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

## 1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況やモニタリング指標の動向については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

## 2 まん延防止対策

### (1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止

対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

## (2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策が見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

## (3) イベントの開催制限（別紙）

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。  
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

## (4) 感染拡大に向けた対応

### ア モニタリングの実施

- 県は感染拡大に備え、(別紙)「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。
- ステージの状況に応じて、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した「講ずべき施策の提案」を踏まえ、必要な対応を検討する。

### イ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

### ウ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。



### (5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

### 3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
  - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
  - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
  - ・スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
  - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
  - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。
- 医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、感染状況を示す全国基準である「ステージ（Ⅰ～Ⅳ）」の動向を見据え、これに先行して本県で病床の拡大等を要請する段階について、「病床確保フェーズ」として改めて整理する。  
病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）等を総合的に判断し、病床拡大の場合はステージの移行に先行して神

奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を検討する。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。

#### 4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

#### 5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

#### 6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

#### 7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

(別紙)

## 1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		②療養者数	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況		⑦病院・施設・学校等のクラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較		⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症患者用						
ステージⅢの指標	最大確保病床の占有率 20%以上	最大確保病床の占有率 20%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 15 人以上	10%	15 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—
ステージⅣの指標	最大確保病床の占有率 50%以上	最大確保病床の占有率 50%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 25 人以上	10%	25 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—

(ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。)

## 2 病床確保フェーズ

	病床確保フェーズ0	病床確保フェーズ1	病床確保フェーズ2	病床確保フェーズ3	病床確保フェーズ4
新型コロナ医療体制	感染症指定医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)			
即応病床数	120 床	650 床	850 床	1,100 床	1,555 床
地域医療体制	原則平時医療を継続			一部医療の抑制	
ステージ(国定義)	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ (病床利用率 20%超)	ステージⅣ (病床利用率 50%超)	

### 3 イベントの開催制限について

時期		収容率	人数上限	
5月25日 ～	屋内	50%以内	100人	
	屋外	十分な間隔	200人	
6月19日 ～	屋内	50%以内	1,000人	
	屋外	十分な間隔	1,000人	
7月10日 ～	屋内	50%以内	5,000人	
	屋外	十分な間隔（できれば2m）	5,000人	
9月19日 ～（※1）	イベント の種類	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声援等が 想 定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等	○収容人数 10,000人超 ⇒収容人数の50%  ○収容人数 10,000人以下 ⇒5,000人  (注) 収容率と人数上 限でどちらか小さい ほうを限度(両方の条 件を満たす必要) (※4)
		100%以内 (席がない場合 は適切な間隔)	50% (※2) (※4) 以内 (席がない場合は 十分な間隔)	

※1 「9月19日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」は、イベント主催者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により、開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するために必要な感染防止措置が担保され、かつ、感染防止対策の取組が公表されている場合に適用し、それ以外の場合は、「7月10日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」を適用する。

※2 ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 今後のイベント開催の制限緩和は、国の動向や県内の感染状況を踏まえて検討する。

※4 令和3年1月8日から3月21日までの間に限っては、人数上限を5,000人かつ収容率50%以下(屋外は適切な間隔(できれば2m))とする。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。

## 1 公立学校における対応について

### （1）県立学校

ア 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、緊急事態宣言再延長に伴い、感染防止対策を徹底しながら、これまでの1月8日からの対応を継続する。

イ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

ウ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

#### <高校、中等教育学校>

ア 朝の時差通学を引き続き徹底する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

イ 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、引き続きカリキュラム等の検討を進める。

#### <特別支援学校>

時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

### ア 学習活動について

- 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は、引き続き行わないようにする。

（例）・グループや少人数等での話し合い活動

- ・体育における身体接触を伴う活動
- ・対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習等

### イ 卒業式について

- 感染防止対策を講じて実施する。
- 実施にあたっては、次のように対応する。
  - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保）
  - ・式への参加者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参加も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる）

### ウ 部活動について

- 引き続き校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。
  - （例）・身体接触を伴う活動
    - ・限られた空間の中、集団で行う活動
    - ・近距離で大きな声を発するような活動等
- 大会等への参加については、引き続き原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教委と協議する。

### エ 修学旅行等について

- 延期または中止する。

### オ 入学者選抜について

- 感染防止対策を徹底し、予定通り実施する。

### （2）市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教委と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、引き続き市町村教育委員会に要請する。

## 2 社会教育施設における対応について

社会教育施設については、引き続き図書館を除き臨時休館する。図書館については、終業時間を19時に前倒しするとともに、感染防止対策に万全を期して開館する。ただし、講座等のイベントについては延期または中止する。

※ なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。

※ 本部会議の結果を受け、本日付けで県立学校、市町村教育委員会に通知を発出する。

学校再開後の県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況  
(県教育委員会把握分)

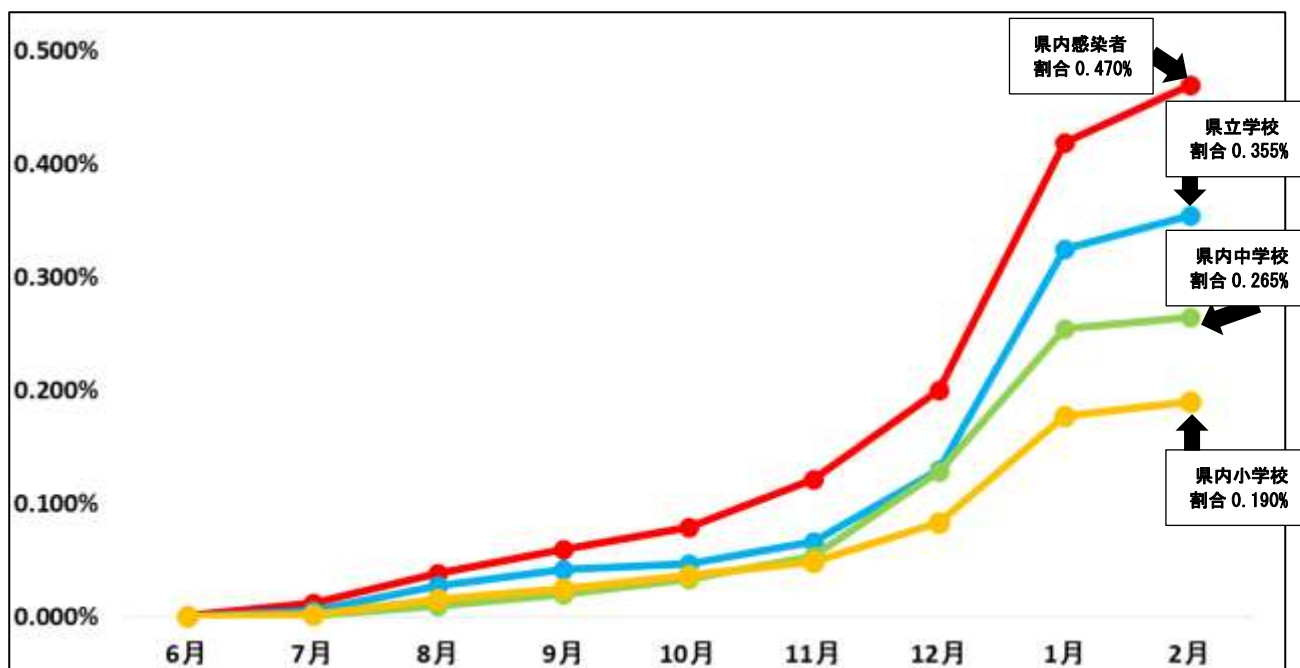
1 県立学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年2月26日現在)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
高等学校、中等教育学校	0	6	27	13	7	20	77	245	37	432
特別支援学校	1	0	2	5	0	5	4	6	1	24
合計	1	6	29	18	7	25	81	251	38	456

2 市町村立小学校及び中学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年2月26日現在)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
小学校	2	9	61	40	54	52	155	415	56	844
中学校	1	2	17	20	28	39	150	251	21	529
合計	3	11	78	60	82	91	305	666	77	1,373

3 感染者の割合 (令和3年2月26日現在)



○ 感染者の割合

県内感染者 (県内感染者数の累計 ÷ 県内総数 9,204,965 人)

県立学校 (県立学校児童生徒感染者数の累計 ÷ 県立学校児童、生徒数 128,424 人)

県内中学校 (県内市町村立中学校生徒感染者数の累計 ÷ 県内市町村立中学校生徒数 199,585 人)

県内小学校 (県内市町村立小学校児童感染者数の累計 ÷ 県内市町村立小学校児童数 443,921 人)

※ 県内総数は、令和2年4月1日現在「神奈川県人口統計調査」より

※ 児童・生徒数は、令和2年5月1日現在「令和2年度学校基本調査報告書」より

## 知事メッセージ

本日、国は、本県を含む首都圏の1都3県に発出していた緊急事態宣言を、3月21日まで2週間延長しました。

本県では、県民や事業者の皆さんのご協力のおかげで、新規感染者は減少傾向で推移し、病床のひっ迫具合などを除いて、ステージⅡの水準まで改善しました。

本県単独で見れば、緊急事態宣言を解除できる状況にあると考えていますが、1都3県で共同歩調をとろうと決めていたこともあり、延長となったことについては大変申し訳なく思っています。

一方で、ここ数日、新規感染者数も下げ止まりの傾向を示しています。また、変異株による感染の再拡大も懸念されるなど、依然として予断を許さない状況です。

感染のリバウンドを回避し、緊急事態宣言を期間内に終わらせるために、外出の自粛や飲食店における20時までの時短営業など、これまでの取組に加えて、急所といわれる飲食の場における、一段ギアを上げた対策の強化が必要です。

そこで、県民や事業者の皆さんに、次の事項について、特に徹底していただくようお願いいたします。

### 〔県民の皆さんへ〕

- 外食は、昼夜を問わず、会話する時はマスクをつける「マスク飲食」を徹底してください。ランチの時もマスク飲食です。  
併せて、「黙食」「個食」の実践をお願いします。  
また、感染防止対策取組書の掲示がある、混雑していない店を選び、複数で食事をする場合でも、いつものメンバー、少人数としてください。
- これから、卒業や異動のシーズンを迎えますが、歓送迎会や謝恩会、卒業旅行は控えてください。花見は宴会なしでお願いします。

### 〔飲食店の皆さんへ〕

- 利用客の皆さんに、「マスク飲食」を推奨してください。  
県では、3月8日からの時短要請にあたり、感染防止対策取組書等の掲示に加え、「マスク飲食」を利用客に推奨することを協力金の支給条件とします。
- 店舗におけるアクリル板の設置、二酸化炭素測定器などを活用した換気や入店制限など、感染防止対策の強化をお願いします。県では、事業者が行う感染防止対策への支援策を用意しています。

県は、緊急事態宣言が解除されても、時短要請については段階的に緩和しながら、感染の再拡大防止を図っていきます。

神奈川県の医療提供体制はさまざまな創意工夫により、強化されていますが、新規感染者数をさらに減らすために、皆さんと心をつなげて、この緊急事態を乗り切りましょう。

令和3年3月5日

神奈川県知事 黒岩 祐治